

令和元年度普通会計決算認定特別委員会

令和2年10月14日（水）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、県土整備部関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

決算の年もそうですけれども、最近はずっと堤防の決壊とかによる河川の氾濫とか、土砂、山の崩壊とか、水害も含めて本当にすごい年が続いておって、県民の安全、安心を守るために県土整備部の使命はものすごく大きいと思っております。

そして、それに答えるように予算も大分増えたし、事業量も増えた。皆さん方の活動によって段々と安全な県土が造られておりますけれども、まだまだこれからというところもあろうと思います。これからの活躍を本当に期待しておる一人でございます。

この令和元年度決算の中でも、大きな事業で長安口ダムの改造工事があります。これも工事の期間がすごく長いので、県土整備委員会として2回くらい現場へ行かせていただきました。長安口ダムができて60年、70年ですか。その中で初めての改造ということで、改造の規模もすごいものであるし、すばらしいなという思いもいたしました。それによって、これからの那賀川水系付近の住民の安全というものは、本当に凶りしれないものがこれから出てくるのではなかろうかと私も期待をしておる一人でございます。

そこで、これにもありますように長安口ダムで800億円ということで、大きな事業費が組まれておりますけれども、そういう中で平成19年から直轄事業が始まりました。改めて事業内容、総事業費、県の負担額、完成の予定、そして土砂の掘削等の概要についてまとめてお聞きいたします。

新瀨水管理政策課長

喜多委員のほうから、長安口ダムの改造事業につきまして何点か質問を頂いております。順次、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、この事業の概要についてです。那賀川におきましては、かねてから繰り返し発生しております洪水や濁水によりまして、長安口ダムの洪水調節機能と利水機能の低下が問題となっております。このため、長安口ダム改造事業では既存のダムに手を加えさせていただいております。

まず、低い水位での放流能力を高め洪水調節容量を増加させるための放流ゲートを2門ほど増設させていただいております。

次に、貯水池上流の堆積土砂を除去いたしまして、貯水容量の減少を抑制する堆砂対策、これは川の中に継続的に堆積しております土砂を取り除く工事でございます。

また、洪水後におきまして、より澄んだ水を下流へ放流するための選択取水設備などに

合わせまして治水，利水，環境にわたるダム機能の向上を図るため，先ほど委員のほうからお話ございましたとおり，平成19年度から国直轄事業として着手いたしまして，現在，現地工事が進められているところでございます。これまでの工事によりまして，その進捗状況でございますけれども，昨年の非出水期に右岸側に増設いたしまして，2門のゲートの運用を開始しております。

また，これに合わせる形で，洪水を待ち受けるための予備放流水位を1メートルほど低下させることによりまして洪水調節容量，洪水を待ち受ける容量の増加を図るとともに，今年度からは新たに濁水に効果的な機能を発揮いたします選択取水設備の運用のスタートを切ったところでございます。

次に，事業費等についてお答えさせていただきます。

まず，委員のほうからありましたとおり，全体事業費につきましてはこの改造事業を約885億円と想定しております。これに対しまして，10分の7が国費の基準になりまして，これに後進地のかさ上げを考慮した約83パーセントが国費となっております。残る約18パーセントが県の負担という取扱いになっております。

完成の時期でございます。事業の完成につきましては令和10年度を予定させていただいております。先ほどお話しいただきましたけれども，堆積土砂の除去工事を進めているところでございます。現在，この堆積土砂の除去工事が主に残る工事となっております。貯水池容量を確保するためにこの撤去工事を進めるとともに，今後の大規模な土砂の流入を想定いたしまして，長期的に貯水池の空き容量を確保，管理していくための掘削工事の検討も進めているところでございます。

今後といたしましても，国と連携しながらまだ残っております^{たいしや}堆砂対策をはじめ，長安口ダムの治水，利水両面からの機能向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

本体を含めてほとんど済んでいるということで，あとは令和10年度に向かって^{たいしや}堆砂除去をするということです。繰り返しになりますけれども，この那賀川水系は今まで大雨が出た時に，本当に大変な思いをして床上浸水は当たり前のことだったのですけれども，すごく良くなってきたのでなかろうかと思っております。まだ年数がありますけれども，これからの安全，安心のために更なる御尽力を頂きたいなと思っております。

次に，同じく河川ですけれども，県内の主要河川のしゅんせつです。身近に見るのは勝浦川のしゅんせつがすごく進んでおって，岡本委員の家の前の河川もすごく良くなって，丈六町できてよかった。このようなことで，今まではしないといけないと言うだけでしたが，あれだけ現実に進んだら河川の水害が一気になくなる。やった所では助かる。現場を見たら，こんなにきれいにできて本当に良かったといつも思います。

そういうことで，県内主要河川のしゅんせつの現状と今後の方針についてお尋ねをいたします。

川口河川整備課長

ただいま，県管理河川における堆積土砂の対策の現状と今後の方針ということで御質問

いただきました。

県管理河川の維持管理につきましては、これまでも定期的な河川巡視によりまして、異常堆積した土砂や治水上支障となる樹木等を確認し、緊急性や事業効果を総合的に勘案した上で、優先度の高い箇所から河道掘削や樹木伐採を計画的に実施してまいりました。そうした中、近年は気候変動に伴う異常気象、例えば熊本県を中心に猛威を振るった令和2年7月豪雨や昨年^の令和元年東日本台風など、数十年に一度の豪雨が全国各地で頻発し、同時多発的な堤防の決壊や氾濫など、これまでに経験したことのない大水害が発生してございます。

そのため、本県の政策提言によりまして、平成30年度に創設された防災・減災、国土強^{じん}靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用し、即効性の高い河道掘削や樹木伐採など、流下能力の向上を図る対策を加速化させていただきました。具体的には、平成30年度2月補正予算から着手し、勝浦川をはじめ、県内59河川において集中的に河道掘削を実施し、昨年度末までに約40万立方メートルの撤去に取り組んでまいりました。

今後の方針ということでございます。

まず、今年度は防災・減災、国土強^{じん}靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用いたしまして、約48万立方メートルの堆積土砂の撤去を計画してございます。これまでに約1万立方メートルの撤去が完了してございまして、残る工事につきましても入札手続や現場着手に向けた関係機関との調整などを進めているところでございます。また、3か年緊急対策の実施後におきましても、中長期的な見通し^の下、対象事業の拡大と別枠による必要な予算の確保など、防災・減災、国土強^{じん}靱化対策の加速を図ることを国に提言しているところでございます。

このほか、昨年度から創設されました緊急自然災害防止対策事業債や今年度新たに創設^{しゅんせつ}された緊急浚渫推進事業債など、有利な地方財政措置を活用し堆積土砂を撤去してまいります。

今後とも災害を未然に防止する事前復興の観点に立ち、地域の皆様が安全、安心を実感していただけるよう洪水を安全に流すための対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

喜多委員

河川の堤防が決壊することが最近たくさんありますけれども、河川堤防の補強と併せて河床を下げていくことが、今は一番経費が掛からないと思います。すごく大事なことでありますので、これからも3か年ほど続けていける方針という話がありましたけれども、堤防の決壊予防、河床が上がった危険地帯の除去も含めて、是非ともこれからも進めてほしいと強く要望しておきたいと思います。

それと、4,000万円の事業費で河川堤防緊急点検が上げられております。この実施状況と今後の方針等についてお尋ねをいたします。

川口河川整備課長

河川堤防緊急点検についてお答えさせていただきます。

昨年の令和元年東日本台風におきまして、1都12県で大雨特別警報が発表されるなど、

記録的な豪雨を経験し堤防決壊にいたる最悪の事態が同時多発的に発生しました。その原因はこれまでの侵食や洗堀といった堤防に生じた変化のほか、新たに長時間にわたる洪水により、徐々に堤防に水が染み込む、いわゆる浸透によりまして堤体強度が低下したということが指摘されてございます。

そこで、水位上昇によりましてバックウォーター現象が発生しやすい既存堤防の支流合流部や狭さく部などにおきまして、堤防決壊につながる浸透への安全性を確認するための堤防の土質調査や解析を行う緊急点検を、昨年11月補正予算を活用いたしまして、園瀬川や鮎喰川など、対象となる11河川で実施してございます。解析に必要となる調査といたしまして、これまでに築堤構造を対象に河道状況や堤防断面の完成、暫定の種別、堤内地盤高から見た堤防、また背後の状況などの確認を行い、堤防の露出状況を詳細に把握するためのボーリング調査についても実施しているところでございます。

今後は、解析結果を速やかに取りまとめ、地元市町村や県民の皆様にお示しするとともに、洪水時に水防上特に注意を要する箇所、いわゆる重要水防区域への位置付け、水防管理団体と共同で巡視を行い、洪水時における水防活動の円滑な実施などに活用してまいりたいと考えてございます。また、当然この解析結果を基に対策が必要となった区間につきましては、維持管理、経済性、施工性など様々な観点から強化対策を検討してまいりたいと考えてございます。

喜多委員

この緊急点検が今後の河川の安全、堤防の安全のために是非とも実現できるような方向で市町村とも連携し頑張っていたいただきたいと思います。

それから、通常砂防事業、地すべり対策事業ということで20億円ありますけれども、簡単に結構ですので、その実施状況とか今後の対応についてお尋ねいたします。

川人砂防防災課長

ただいま、通常砂防、地すべり対策事業の実施状況と今後の取組方針の御質問を頂きました。

本県は中央構造線などの活断層が東西に走っており、ぜい弱な地形と急しゅんな地形が形成され、更に台風常襲地帯に位置することから、土砂災害が発生しやすく昭和51年の台風第17号とか、平成16年に那賀奥であった台風第10号など、過去から甚大な土砂災害が繰り返し発生しております。このため、人的被害の軽減を最優先に考え、通常砂防、地すべり対策事業のほか、ハード対策を推進しており、災害時要配慮者利用施設や防災拠点施設、避難路、避難所等を保全する災害予防対策、土砂災害発生箇所の緊急度の高い箇所における被害拡大防止対策などを重点的に実施しているところでございます。

令和元年度は美波町の山王谷など、19か所で通常砂防事業を、三好市有瀬地すべりなど33か所で地すべり対策事業を実施し、土砂災害からの被害軽減に努めてきたところでございます。今年度は、美波町池ノ内谷など17か所で通常砂防事業を、三好市粟山地すべりなど32か所で地すべり対策事業を実施し、土砂災害対策に取り組んでいるところでございます。

引き続き、災害予防対策や被害拡大防止対策などを重点的に取り組み、今後とも市町村

と綿密に連携を図りながら安全、安心、強靱とくしまの実現に向け、県民の皆様の生命と財産を守る砂防設備等の整備を一層加速してまいりたいと考えております。

喜多委員

徳島は7割ぐらいが山ということで、それと川を含めたら徳島県の県土はほとんど自然の中で生きているようなものでございます。この河川と合わせて砂防、地すべりというのは徳島県の永遠の課題だろうと思います。今後とも予算を取っていただいて、安全のために頑張ってくださいと思っています。

繰り返しになりますけれども、最近の何年間は九州の熊本県とか、宮崎県、鹿児島県、そして中国地方の広島県、岡山県、そして今話がありました東日本とか、すごい災害が立て続けに起こっております。その点、徳島県はまだ少し外れておりますけれども、今年はまだ時期もありますし、これから災害はいつ起こるか分かりません。万全の体制ができますように、これからも河川、そして砂防を頑張ってくださいと思っています。

もう一つ、説明資料18ページの歳入決算額の中で、住宅課の収入未済額が2億8,000万円ありますけれども、この状況についてお尋ねをいたします。

それとあわせて、不納欠損額、これは少ないですけれども、130万円について御答弁をお願いいたします。

山口住宅課長

説明資料18ページ目の住宅課に計上されております収入未済額と不納欠損額について順次、御説明させていただきます。

収入未済額につきましては、大部分が県営住宅の滞納家賃による、いわゆる未収金に当たるものでございます。令和元年度の未収金は資料にございますように2億8,260万1,199円となっております。この大部分が県営住宅の滞納家賃に当たりまして、更にその約8割が県営住宅からの退去者の滞納家賃になっております。

未収金回収に向けた住宅課のこれまでの取組といたしましては、大きく分けて3点ございまして、まず一つは県営住宅の管理をお願いしております住宅供給公社、並びにPFI管理センターによる督促を行っております。

二つ目としましては、平成18年度からはこういった取決めを強化するという観点で、債権回収のノウハウを持つ民間の債権回収会社、いわゆるサービサーにも委託をいたしまして債務者に対する回収を求めているところでございます。

三つ目は、平成20年度からの取組でございますけれども、住宅課職員も合わせて住宅供給公社ですとか、PFI管理センターの職員と一緒に夜間にも訪問督促を行うというような形で、未収金の回収の取組を様々なやり方で進めているところでございます。

また、令和2年度におきましては、未収金の削減に向けた取組をなお一層強化するという観点で、初期段階での督促の強化により確実な家賃の回収を図るだけではなく、一定期間を超えた滞納者に対する明渡し請求の徹底なども行っていくことを進めておりまして、現年分の未収金の増大を抑制するための取組を併せて実施するようにいたしまして、抜本的な見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

一方で、県営住宅の入居者にはいろいろな事情を抱えておられる方も多くおりますの

で、こういった方々に生活保護制度ですとか、県営住宅の家賃の減免制度を丁寧に説明、紹介し、居住の安定を図るためのサポートを併せて行っていきたいと考えております。

続いて、もう一つ御指摘のありました不納欠損額についての御説明を申し上げます。

こちらに関しましては、今の収入未済額との関係になりますけれども、県営住宅からの退去者の滞納家賃について不納欠損処分をさせていただいているものでございます。住宅課では今申し上げたように、県営住宅の退去者の滞納家賃についても回収に努めているところではございますけれども、退去者の御本人、またその債務を負担することになっております連帯保証人の死亡などで、事実上回収ができなくなるケースもございます。こういった場合については、不納欠損処分を検討するようにしてきたところでございます。

令和元年度につきましては、説明資料18ページにありますように、2名分の家賃137万2,950円を権利放棄ということで、議会の議決を頂きまして不納欠損処分を行わせていただきました。

一方で、令和元年の包括外部監査におきましては、県営住宅の退去者による滞納家賃については回収のための人的、金銭的な負担が非常に大きくなっていること、民法上の賃貸住宅の滞納家賃は5年で消滅時効を迎えることといったような実情も踏まえて、時効の考え方も取り入れて適切に不納欠損処分を行うべきではないかという御指摘も頂いております。

引き続きしっかりと家賃の徴収に関する取組を進めることで、前年度分の収入未済額の増加を抑えつつ、今後、過年度の収入未済額につきましては時効の考え方も捉えながら、不納欠損処分の案を改めて議会にお諮りしたいと考えております。

喜多委員

いろいろな事情があって収入未済額、そして不納欠損額になったと思いますけれども、できるだけ不納欠損になる前に対応ができるよう頑張っていたいただきたいと思っております。

未収金2億8,000万円のうち、今年度も入っているか、入っていないか。分かっただけ結構ですけど、お願いいたします。

山口住宅課長

今年度についてお答えします。

今、申し上げましたように住宅課の収入未済額に関しましては、県営住宅の退去者から家賃が適切に得られなかった場合に計上して、それが不納欠損にせざるを得ないケースがあるということになりますので、今年度の見込額というものは正確に推計することは難しいのですが、委員から御指摘がありましたように、そもそも収入未済額を増やさないようにする取組を進めながら、必要に迫られた分については改めて不納欠損についても議会のほうに御相談させていただきたいと考えております。

岡本委員

まず、河川は喜多委員からいろいろお話があって、確かに河床がきれいにできて潜水橋がつからなくなりました。今まで何十年もずっと見てきた勝浦川というのは、台風の際は

こんな感じに波を打ちながら流れる。この間、砂利をきれいに取ったでしょう。じゅうたんを敷いたように全然こうならない。いっぱい水は出ていたのですが、ぼんぼんといかないから堤防も楽なのだろうと思います。生まれて初めてこんなものを見たから、本当に感動しました。

それはそれでいいのだけれど、決算なので歳入歳出決算説明書の66ページと67ページぐらいいを見てもらいたいです。

久しぶりに普通会計決算を見て少しびっくりしたところがあるのです。今、公共工事が1,000億円を超えたうんぬんと言っているのだけれど、例えば決算の性質別構成比を見ると、66ページの工事請負費が360億円というところから始まるのだけれど、360億円、306億円、315億円、337億円、373億円なのです。県土整備部が主だけれど、全て入れているのです。農林水産部も教育委員会も全て入れて1,000億円と言っているのだけれど、373億円なのです。内訳がどうなのか見ていくと、土木費は67ページで見たら予算現額が987億円になっているのだけれど、その少し手前を見てもらったら、前年度繰越額252億円となっているのです。その252億円を入れて987億円なのです。

それで何が言いたいかといったら、先に言ったところの工事請負費は全体なのだけれど、県土整備部でいうと1年間で237億円になっているのです。後で詳しく聞くとして、3年間ぐらいいの県土整備部の工事請負費をお聞きしたい。

森県土整備政策課長

ただいま岡本委員のほうから、工事請負費の過去3年間の推移について御質問がございました。

令和元年度が先ほど申されました237億円です。平成30年度が225億円、平成29年度が約169億円となっております。

岡本委員

すごく少ないと思っているのです。そもそも決算でいう工事請負費というのは3月31日なのだろうけれど、5月31日の出納閉鎖までに工事が完成した分、前払金を出した分も含むのか。これ決算の見方が難しいので、これはどういうふうに理解したらいいのか。

森県土整備政策課長

この工事請負費の中には、現年で契約しました前払金も含んだ数字となっております。

岡本委員

前払金を含んで、もちろん工事がしゅん工した分を入れて237億円でしょう。何が言いたいかといったら、最初に言ったでしょう。この決算の予算で土木費は987億円なのです。けれど、一つ前から繰り越してきたお金が253億円あって、当初が526億円、補正が208億円で計987億円。要は前年の繰越額が253億円で、もちろん工事請負費だけではないけれど、そのうち237億円なのです。繰り越してきた額より少ないということは、ほとんど当初予算分は入っていないという計算になるのです。さっき言ったけれど、そうしたら

妙なことになるのです。これは答弁はいいけれど、工事請負費の237億円の中に予算を書けないといけないじゃないですか。前年度繰越分と当初予算分と補正分を。もう一回言うけれど、計算上はほとんどこれになるのです。決算だからあえて言っているのだけれど、この237億円は県土整備部だけでしょう。それは先ほどの予算を三つに分けないといけなから、当初予算だけではないから前年度の繰越し、当初予算、補正予算の三つの中で分けていかないとけないのだけれど、分けたらどうなっているかというのは分かると思うので、また見ておいてください。これは答弁というと気の毒だから。

僕の記憶では、公共事業というのは以前は大体589億円であって、602億円になって、773億円になって、892億円になって、929億円になって今これよ。1,071億円あるのに、そんなものですかということになるのです。いろいろ問題があるのだけれど、丸々1年ずれているのです。いいか悪いかは別です。ただ、ずっと平準化はできるのだけれど、何が原因なのかといたら、そっちのほうは答えにくいですよ。

僕は素朴に思ったことを言うのだけれど、さっき言った年間の公共事業費589億円の時に、県土整備部の職員は見事に少なくなって違う所に行った。違う所の仕事をされているわけです。特に用地ができなかったら進まないではないですか。表面ではどんどん予算は付いていくのだけれど、職員は言うほど増えていないのです。ほとんど増えていないと言ったほうがいい。それは無理があるのです。

我々は我々で予算を付けてと言って、これは有り難いのだけれど、これが現実なのです。僕はびっくりしているのです。久しぶりに普通会計決算認定特別委員会に来たので、たまたまこの3年間来ていなかったから、その間は全部そういう予算になっているのです。次また同じことが起こる。だから、そんな原因もあるので我々も言うのだけれど、人が足りないと思う。

どんどんと予算が倍以上になった時点で、こんな状態でうまく用地にいける人が少ない。用地対策ができなかったら、幾ら予算を付けても進まないという現状がある、私はそう思っているのです。答弁は難しいと思いますが、感想があれば。

岡本用地対策課長

岡本委員のほうから、用地の人員等について御質問を頂いております。

用地取得の体制につきましては、令和2年度の用地職員数が74名でございまして、昨年度と変更はない状況でございます。事業量のピークでございました平成10年度頃から比べると減少している状況ではございますが、令和元年度の用地補償実績を申し上げますと、最終で13億7,800万円、取得面積で14万7,000平方メートルを契約しているところでございます。

この用地補償を昨年度と比較いたしますと、金額的には対前年から落ち込んでいるところでございますが、契約件数で大体83.3パーセント、取得面積で大体119.8パーセントとなっているところで、取得面積的には現在の人員で十分対応できているという状況となっております。

また、用地職員の更なる用地交渉力の強化に向けまして、事務研修を行いますとか、工事を実際に実施する工務担当と用地担当との連携というのが非常に重要となってくることから、平成26年度から設けている用地推進戦略会議の中に今年度から工務担当の方にも

入っていただきまして一緒に議論するというので、更に用地の買収を進めているという状況でございます。

岡本委員

僕と違って岡本課長は真面目だから、正直に言ってくれたけれど、全体としては明らかに足りないのです。本当に進んでいないのだから。少し言いにくいんだけど、用地の人は頑張っているんだけど、できていないのは事実だから、もう一回言うけれど不思議な数字なのです。農林水産部もそうなんだけれど、教育委員会も結構あるのよ。237億円というのはやはり信じ難い数字なのです。トータルで1,071億円あるのです。

これだけ言ったら、多分財政課にも聞こえているだろうけれども、やはり要るべき人は要求してください。なぜこんなことを言うかといったら、財政課は理解できていないのだけれど、この2月にまた補正があるのではないですか、あると思うのです。同じ日に議決をして、補正予算と当初予算をやるじゃないですか。この状態でいったら次は本当に考えられないような数字が出てきますよ。

これ以上は言いませんけれど、驚いているところなのです。予算をいっぱい頂いている分、皆で頑張って予算を消化してください。終わります。

黒崎委員

今日はもう前段でしゃべり過ぎて時間がないので、橋梁^{りょう}の耐震化の進捗状況について、1点だけお尋ねしたいと思います。

災害が起きた場合に、主要の輸送路の確保が大変重要なところでございますし、また一般の県道にある橋も大変重要なのですが、ちょうどこの決算の年度に当たりまして、橋梁^{りょう}の耐震化工事の進捗率がどれくらいあるのか、お聞かせいただければと思います。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま、橋梁^{りょう}の耐震化の状況について御質問いただきました。

徳島県が管理する道路におけます橋長が15メートル以上の橋梁^{りょう}につきまして、516橋の対策を優先的に実施することとしております。そのうち、令和元年度末における進捗状況につきましては448橋が完了しておりまして、耐震化率は87パーセントとなっております。

また、このうち緊急輸送道路上の橋梁^{りょう}につきましては、対策を要する橋梁^{りょう}385橋のうち、同じく令和元年度末までに379橋の耐震化が完了しておりまして、耐震化率が98パーセントとなっております。

黒崎委員

かなり進んでいるというふうな認識を持っていいと思うのです。例えば、緊急輸送道路上の対策を要する橋梁^{りょう}が379橋ということですが、あと6橋の完成については大体いつになるのでしょうか。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

緊急輸送道路上の橋梁^{りょう}につきましては、残り6橋の対策が必要となっております。

現在、このうち5橋につきまして工事の実施、若しくは詳細設計を進めているところでございます。完了時期につきましては未定でございますが、残り6橋につきまして早期に完了させるべく、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

分かりました。決算認定特別委員会ですから、昨年度の橋梁^{りょう}の耐震化に関するの予算はどのくらいありましたか。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

昨年度の橋梁^{りょう}耐震化につきましては、緊急輸送道路整備事業等によりまして……

元木委員長

小休します。（13時45分）

元木委員長

再開します。（13時46分）

黒崎委員

先ほど岡本委員から、予算の話についても話ございました。

とにかく、この命を守る橋でございますので、しっかりとこの対策に予算を付けていただいて、前に進めていただきたいということを要望して終わります。

増富委員

この後も政策創造部のほうで移住等について質問をしようと思っておったのですが、ここでも移住、定住については各部局で広範囲に予算が使われているということで、15ページにある移住・定住を促す快適な生活環境の整備ということです。

とくしま回帰住宅対策総合推進事業ということで、この欄に利活用可能な空き家のリノベーション等に対する補助ということで載っているのですが、藍住町のさくら団地だと思うのです。かなり斬新で好評であるということを知ったのですが、前年度に幾つリノベーションしたのか。また、その事業内容等についてお聞かせいただきたいと思っております。

山口住宅課長

ただいま増富委員から御質問いただきました藍住さくら団地での事業について、御説明を申し上げます。

昨年度、390万円を計上いたしまして、リフォームを行うことで県民の皆様に実際に空き家を活用していただくところの考え方を示して、そういったことに御協力いただくためのワークショップを開催いたしました。場所につきましては、委員からも御指摘がありました、藍住さくら団地という所で、住宅供給公社が所有しております団地を使わせていただいております。

こちらの空き家になっている住戸2戸を使いまして、一つの住戸は初心者向け、もう一つの住戸は中級者向け。上級者向けはないのですけれども、初級者向けと中級者向けという形で二つの住戸をそれぞれ県民の方を招いて、実際の工務店の方にも指導いただきながらリフォームを体験していただくというワークショップを開催いたしました。

初級者向けに関しましては、壁紙の張り替えですとか、金具フックとか、こういったものを簡単に取り付けるといったような工事を体験していただく取組でございます。

中級者向けに関しましては、部屋の中の柱ですとか、天井といった物を取り払って、実際にワークショップに参加していただいた方に床を張っていただくとか、若しくは壁を塗っていただくとか、ボードを張っていただくとか、タイルを張っていただくとか、初級者向けよりももう少し専門性の高い工事を体験していただくという形で事業を展開しております。

住戸に関しましては、まだ空き家の状態でもありますので、委員の先生方にも御覧いただいている方が何人かはいらっしゃいますが、もし増富委員も関心があれば御案内いたしますし、県民の皆様にもこういったものを御覧いただく形で見学会なども開きました。SNSなども使いながら、こういった形になりましたということも御紹介しておりますので、こういった事業を通じて空き家の活用、それを通じて徳島県への移住に向けた関心を高めていくという取組につなげていきたいと考えております。

増富委員

ありがとうございました。この決算によると、令和元年度には2件だけですか。

山口住宅課長

昨年度は2件だけ対応しております。

増富委員

ありがとうございました。先ほども申し上げましたとおり、非常に好評というか、非常にきれいというか、斬新ですごく意見を聞きながらやっているということです。これは非常にいい事業だと思うので続けてほしいのですけれども、今年度についてはどういう状況になっているのですか。

山口住宅課長

今年度のDIYに関するワークショップの取組の状況についてお答え申し上げます。

今年度は当初予算でも同じような事業を行いたいということで、予算計上させていただいておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、人を集めてのワークショップがすぐにできるかどうか年度当初で判断が付かないところがございましたので、補正の際に減額させていただいておりました。

ただ、今回また新たに当初予算分を付け直す形で予算計上をお願いしておりまして、人数を制限するとか、部屋の中の換気をしっかりとるとか、感染対策を十分にとりながら今年度も同じようにDIYのワークショップを開催していきたいと考えております。今のところは事業者のほうから公募いただきまして、選定作業を行っているところでござ

います。

増富委員

ありがとうございました。是非、続けてやっていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、11ページの老朽危険空き家等除却支援事業ということで、吉野川市でも最高80万円の補助金をもらっている事業があります。これがそうなのでしょうか。

山口住宅課長

説明資料11ページの老朽危険空き家等除却支援事業についてお答えいたします。

増富委員から御指摘いただきましたように、市町村によって限度額が変わってきますけれども、今手元に資料がないのですが、80万円というのは県のほうで定めております上限額ですので、恐らく上限額に合わせた市町村の取組だと思えます。

増富委員

ありがとうございました。この値段でいくと、県内でどれぐらいの件数ができるのですか。

山口住宅課長

件数についてお答え申し上げます。

空き家の除却に関しましては、1件当たりの住宅の状況に応じて金額が変わってきますので、何件というのをすぐにお答えすることが難しいところでございます。

元木委員長

小休します。（13時53分）

元木委員長

再開します。（13時53分）

山口住宅課長

空き家の除却件数に関しましては、令和元年度の実績は総数で310件を除却しております。このうち、今申し上げたような空き家の除却事業を活用したものは207件となっております。

増富委員

ありがとうございました。最近は見るとたびに空き家が増えているような感じがするのですが、実際に地震とかが起きて空き家が倒壊したときに、救助に行く消防車であるとか、警察であるとか、車両が通れなくなるようなパターンが非常に多く見受けられるようになるかもしれない。それから、空き家で火災が起きたりしているので、こういう事業をできるだけ多く展開していったら、少しでも多くの空き家がなくなるようにお願いしたいと

思います。

もう1点だけお願いします。13ページの一番下の道路照明灯LED化加速事業ということで、大方5億円ですか、付いているのですが、この前、美郷のトンネルを上がってきました。実は今まではトンネルの電気がとても暗かったのですが、前年度、LEDに変えていただいたら向こうの隅まで見える。車のライトが要らないような、びっくりするぐらい明るいのです。

ここに載っている4億9,000万円というのはトンネルも含まれているのですか。それとも道路だけなのですか。

大森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま、トンネルのLEDにつきまして御質問を頂いております。

本県では県内企業が開発したLED道路照明灯の設置を推進しておりまして、令和元年度末に約1,900基の道路照明灯の設置が完了しております。昨年度の決算の中に一般的な道路の照明灯に加えまして、トンネルのLED照明につきましても進捗を図っておりますので、それも含まれております。

増富委員

道路にしてもトンネルにしても、このLEDというのは金額は多分高いと思うのですが、最終的なコストはこちらのほうがオーケーということですか。どんどん進めていってほしいと思います。

仁木委員

附属書類の267ページの動産と278ページの物品の所です。両方ともに船舶がございまして、船舶の動産と物品の違いというのが下に書いてある、総トン数が3トン以上20トン未満の動力船で、1隻の取得価格が100万円以上のものというようになっております。ここで質問させていただきたいのは物品のほうでの動きを見てみますと、前年度末現在高というのが隻数では2隻、増減で2隻の増ということで、決算年度末現在高4隻ということになっているのですけれども、この部分で2隻増えたというのは何か。私は前年度の当初予算は見えていません、議員でなかったのが何が増えているのかが少し分からない。年度に入ってから補正では、そういうことがなかったと認識しておりますので、これが一体何なのかということをお教え願えればと思います。

原田出納局副局長

ただいま仁木委員のほうから、船舶の増減に関する御質問を頂きました。

まず、船舶の分類についてですが、トン数の大きいものにつきましては附属書類の267ページに記載をしておりますが、公有財産の中の動産として整理をしております。278ページの備考欄に記載のとおり、総トン数が3トン以上20トン未満の動力船で、1隻の取得価格が100万円以上のものにつきましてはこのページの船舶欄に、更にトン数や取得価格が低いものについてはこのページの3行目の船舶機械欄に整理することになっております。

決算年度末現在高の4隻の内訳ですけれども、教育委員会所管の船舶が3隻、南部総合県民局県土整備部阿南所管の船舶が1隻でございます。このうち、教育委員会所管の1隻と南部総合県民局所管の1隻の計2隻につきましては、平成30年度の決算におきましては船舶機械欄に整理をしておりましたが、令和元年度の決算作業を進める中で、これにつきましては船舶欄に計上することが適当であると判断をいたしまして、本来あるべき船舶欄に区分を変更して計上をしたものでございます。

仁木委員

ということは、この動力船の船舶という所の上にある船舶機械の5隻減少のうち、2隻分が動力船の船舶の2隻に移ったということによろしいのですか。

原田出納局副局長

委員御指摘のとおりでございます。

仁木委員

新しく増えたというのではないということが分かりました。ありがとうございました。

もう1点だけですが、先ほど河川のしゅんせつの件を聞いておりましたら、私も議会に来るときは渋滞を避けるために勝浦町回りで来ますので、本当にしゅんせつですごくきれいになったと思うのです。

あそこを見ていましたら、市町村においてはあれだけの河川は管理していませんから、単純な質問なのですが、あそこのしゅんせつした砂利とか石は非常に良質かと思うのですが、しゅんせつした砂利はどのように処分されているのか。再利用か何かをされているのかを教えてくださいたいと思います。

川口河川整備課長

ただいま、県管理河川の河道掘削でしゅんせつした土砂をどうしているのかという御質問を頂きました。

先ほど仁木委員もおっしゃったように、土砂につきましてはまずは有効活用をしていくということで他の工事が無いかということを探していくこととなります。また、土砂が大量に出てくる場合は地元の市町村とも協議させていただきまして、市町村で受け入れてくれる所を構えていただくとか、そうしたところも探っていくこととなります。

そうした中で、どうしても材質の悪いものが出てくる場合については、最終処分場に行く土砂もあるというような形です。基本的にはまず有効活用を探っていくということで整理をしているところでございます。

仁木委員

これを聞かせていただきましたのは、何世代も上の方から、昔は軽トラック一杯の砂利を川で集めて売りにいったような話を聞きまして、それだったら犯罪なのでしょうけれども、その良質な砂利というのは資産でもあると思うのです。

ですから、有効活用を進めていただいて、経費の圧縮にはならないかもしれませんけれ

ども、そういった観点で今後も進めていっていただければという意見です。意見でとどめたいと思います。

扶川委員

私のほうからは、入札の関係からお尋ねをいたします。

県土整備部所管における公共工事の平均落札率の推移について、分かる範囲で教えてください。

大西建設管理課振興指導担当室長

扶川委員から、県土整備部の落札率についての御質問でございます。

過去5年間で申しますと、平成27年度が90.3パーセント、平成28年度が91.0パーセント、平成29年度が91.7パーセント、平成30年度が91.7パーセント、令和元年度が92.0パーセントとなっております。

扶川委員

平成27年度から段々と落札率が上がってきておりますけれども、これは最低制限価格制度の見直し、数字の修正に合わせて上がってきているようです。

これは国土交通省のホームページで、最低制限価格の設定の仕方、あるいは低入札価格の設定の仕方というものが示されておまして、これに沿って変えてきているのだろうと思うのです。

ただ、少し遡りますと、これは私が昔出した冊子ですけれども、前の前の知事が汚職事件をやった時の入札結果というのは非常に特徴的でした。最低制限価格が67パーセントでしたから、例えば平成14年度の1,711件のうち、67パーセントのところには274件あったのですが、一方で、94パーセントまではほとんどなくて、99パーセントが466件、100パーセントが294件、98パーセントが387件。当時の汚職を受けて設置された汚職問題調査団はこれを称して、談合の海に競争の島が浮かんでいるというような表現をされました。これではいけないということで、入札制度改革がいろんな形で行われて一般競争入札の拡大であるとか、地域要件の見直しであるとか、いろんなことをやられた結果、一時期、平均落札率が76パーセントぐらいになった時もあったと思うのです。

私は公文書管理条例のことをやかましく言っておりますけれども、データが残っていないと思うのです。5年で消してしまう。これでは検証できないので、今後はこういう電子データは永久に残してほしいのですけれども、当時の感覚でいうと90パーセントを超えるものは談合とみなしてもいいのではないかというのが共通の認識でした。実際に制度を変えてからどんどん下がったのです。ところが今、国を挙げて最低制限価格を引き上げてきた結果、この計算式でいくと最初から9割を超えるのです。最低制限価格で取っても絶対に損をしない仕組みになってしまっているのです。

これが競争性を高めたという結果なのか、非常に疑問でして、何か先祖返りしたのではないかと。国の文書を読みますと、確かに国土交通省が参考として低入札価格調査基準価格の見直しについてということで数字を示しておりますけれども、絶対にこうしなさいというものではないと思うのです。頭のところでは各地方公共団体の状況に応じて適切に設

定することが必要だというふうになっています。

国の言うとおりにしていれば良いというものではないと思うのです。最低制限価格の設定の仕方は、実際の必要性に基づいて自分の頭で考えて決めていく必要があるかと思うのですけれど、県としては独自の検討は何かされたことがあるかどうかを教えてください。

大西建設管理課振興指導担当室長

県の最低制限価格のことについてでございます。

現在、県の最低制限価格につきましては、中央省庁や公団等で形成されます中央公共工事契約制度運用連絡協議会、中央公契連と申しますが、ここで国土交通省が事務局を担当し、毎年必要に応じて最低制限価格の基準モデル等の見直しを行っております。この中央公契連の見直し内容につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第20条第2項に基づきまして、国土交通大臣から地方公共団体に対しまして見直しの措置を講じるよう要請が行われております。

この基準につきましては、各地方公共団体で運用方法を決定する際の標準的基準となっております。県におきましてはこの基準に従っているものでございます。

扶川委員

簡単に言えば、国の言うとおりにやっているということなのです。国自体のやり方が私としては気に入らないのです。本当に実態に合った計算をやっているのかと。今も落札率がどんどん上がっていっているんでしょう。この掛ける数字が上がってきていますよね。例えば、現場管理費は0.6、0.7、0.8、0.9と、一般管理費は0.3から0.55というふうに変わってきています。

これが自動的に最低制限価格を引き上げてきているのですよね。これは地域の実情も何もないです。全国一律にやっているのですよね。こういうやり方はどうかと思います。県としてももう少し主体性を発揮したらどうかというのが、私の意見でございます。

一時期76パーセントぐらいの落札率になったことがあったと思うのですけれど、仮に10パーセント下がっただけでも、県の県土整備部だけで300億円を超える公共事業があるのですから30億円ものお金が出てくるのですよね。こんなことを何年もやっていたら、吉野川に橋が架かるぐらいのお金が出てきます。

やっぱり、ここは真剣にものを考えていくべきだろうと私は思いますので、意見として申し上げたいと思います。もちろん、国の考え方なので県が一人で勝手にできないという御答弁になると思うので、それ以上言いません。これは私の意見でございます。

それから、少し関係するのですけれども、昨日の新聞で報道されていた県発注工事の算定ミスについて御説明いただきたいのです。開札前の分のうち、161件が再入札することになったとか、契約前の48件と契約済みの72件で合計120件の価格が誤っていたとか、それで落札業者には契約変更を求めたということなのですが、例えば予定価格が間違っていたら落札者が違ってしまうこともあるわけですよね。既に契約したあとで、もし数字が違って、あなたが落札していなかったというようなことになったら、非常に迷惑を掛けるわけです。

そのような具体的な迷惑を掛けた事例について、ミスが起こった原因と併せて説明いただきたいと思います。

神原建設管理課長

設計金額の違算の件についてお答えさせていただきます。

本県における建設工事の設計金額の算定に用いる土木工事標準積算基準書の8月改定に合わせて、積算システムの単価データを改定した際に、一部データが正しく登録されていなかったということで違算が発生しております。

8月1日以降の入札公告案件につきまして、9月24日に手続を一時中断しまして、直ちに調査を行いまして、問題となっている単価データを使用していない159件と契約済みの分については9月25日に手続を再開しております。残る案件につきまして、違算なしと確認されました26件、また落札者の決定に影響がなかったと確認された48件については、10月1日から手続を再開しているところであります。開札前の工事など、161件については、今週の12日から順次、再入札の手続を再開しているところであります。

違算の発生原因につきましては、更新する単価データを作成後、積算システムを登録する際に異なるファイルを読み込ませてしまったことによるものと考えておきまして、単価登録に当たっては複数の職員によるチェック体制で業務を行っていますが、今回のような違算が生じたことから、今後同様の事案が発生しないようチェック体制の強化やシステム機能改善など、再発防止の徹底を図ってまいりたいと思っております。

先ほどありました、最低制限価格の件につきましては、公共工事の原資は税金から出ておりますことから、もちろんより安くよりいい物を調達するということは大変重要なことだと考えております。しかしながら、その調達に際して落札率だけをもって議論することは、落札率の低下が下請業者へのしわ寄せですとか、労務者への賃金等に関わることもありますから、落札率だけをもって判断するべきではないと考えております。

扶川委員

余り時間がないので少しだけお尋ねします。

まず、今度の算定ミスによって1回落札者が決まっています、契約変更を求めたというのは、落札者を変えずに減額をしてもらったということですか。それから、落札自体を無効にして、契約前にもう一回落札したというものはあるのですか。教えてください。

神原建設管理課長

今回開札をしておりました48件につきまして、まず請負額での契約を行いまして、直ちに減額の設計変更を行って契約しております。

扶川委員

設計変更したわけですね。そちらでつじつまを合わせたということですか。なるほど、分かりました。

それから、先ほどの落札率の件ですが、昔といってもそんな昔ではないのです。7割台で入札しても結構採算が取れていた。現実にはそれで十分やれるという公共事業請負業者の

話を聞いたことがあります。そういう場合もあると。例えば、手持ちの資材を持っていたら、それを活用することで、安く取ってもどうせ使わない物を使えるからということで、小さな工事であればそういう場合もあるのです。だから、やっぱりある程度競争入札をさせることで税金の節約ができて、工事の品質を落とさないで済むということもあるわけです。

過去に三重県は当時8割台でずっとやっていました。81パーセントでしたけれど、それで手抜き工事がどんどん発生して困ったという話は聞きません。当時、長野県の視察に行きましたけれど、長野県では実際に低入札の分について全部検査をしたそうですが、それでも手抜き工事が発生したということは聞きませんでした。当時、長野県では7割台が山になっていまして、こういうきれいなヒトコブラクダの山になってました。

そういうことを考えると、主体性のない決め方をするとその分税金が無駄にされるのではないかと、私は危惧しておりますのでもう一度申し上げておきます。

それから最後にもう1点お聞きしますが、公有地の管理に関する話を管財課のほうで議論していたのです。例示でお尋ねしますが、今回、県の青少年センターと合わせて県立ホールを造るというふうなことを知事がおっしゃってます。その予定地については県の名前で登記されていて、県は県有地だと言って、市は市有地だと言っておりました。

これについては、市からは県有地でいいというようなことを言ってきているのですか。手続の流れをもう一度知りたいのです。

井上都市計画課長

旧文化センターにあります県有地についての御質問でございます。

昨年度の経緯につきましては、扶川委員からお話を頂きましたけれども、市が整備します新ホール整備事業に係る県が所有する土地については、今まで無償で借りていた土地ということで、県に対して引き続き無償でお借りしたいということから、一昨年前からそういう申入れの中での協議がスタートしたということでございます。

協議を進めていく中で、昨年9月に徳島市が進める新ホール整備事業に関して、県有地と市の土地との交換協議に県市双方が同意をしたということで、交換協議をスタートさせたところがございますけれども、その後、徳島市が新ホール整備事業の優先交渉権者の選定公表ということがあって、協議が無期限停止になったという状況でございます。

その後、徳島市議会におきましては、過去の徳島市議会におけます資料の中から、県有地については市の所有地であったのではないかとということでお話がなされたというふうに記憶をしておりますが、この9月市議会におきまして、現状に異議を唱えるような証拠が新たに出てこなかったことから、市有地の申入れは行わないということで御説明をされておりますし、9月11日に旧文化センター跡地と南に隣接する県青少年センターを一体化した所において、新たな県立ホールをという緊急要望が内藤市長から知事に対してされております。その際におきましても、県有地の部分については異を唱えないということが正式に申されているところでございます。

扶川委員

都市計画課が所属している県土整備委員会で、市からこれは市の土地だという資料が出

てきておりましたよね。あれはもう撤回するということなのですか。それとも、あの内容では足りないとい県も市も認識したから、もう県の土地だと認めるという意味なのですか。

井上都市計画課長

正式に市の担当部局から私どもに話があるわけではございませんが、9月11日の徳島市長から知事への緊急要望内容を報道等によって拝見させていただいておりますけれども、昨年度まで徳島市がいろいろ資料を集めて、論理構成をされていたようなところがございましてけれども、それを確証付けるような資料が見付からなかったということで、県有地に対して異は唱えないということが、最終結論だと私どもは認識しております。

扶川委員

私は資料を読んだのですけれど、非常に具体的に書いてあったので、これは市の言い分のほうに道理があるというようなことを県土整備委員会で意見したことがあります。それを確証がなくなったから取り下げるといわけですね。どうもよく分かりません。

では、確証がないものを市は出したのですか。どう説明しているのですか。確証がないのに、県にこれは市の土地だと言ってきたのですか。それを認めているのですか。直接説明を受けていないのですか。おかしいですよ。確証があつて初めて市の土地だというふうに主張しなければいけないですよ。ところが、市長が変わった途端に確証がありませんと言出すなんて、少し論理一貫性がないのですけれど、どのように説明を受けているのですか。

井上都市計画課長

市がどのように判断したかについては、私どもは答える立場にないと考えております。

扶川委員

要するに説明がないのですね。分かりました。これはきっちり説明していただかないと。私は市の資料を見て、これは市のほうの言い分が正しいのではないかと議論した者としては立つ瀬がありませんので、一体どういうわけで説明を変えたのか。市長が変わったから変わってしまうのか。そんなの納得できません。

1回きちんと市に対して説明を求めていただきたいと思います。もう時間がありませんので終わります。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ私から意見を。交通の質問がなかったので、簡単に聞かせていただけたらと思います。

コロナ禍でございましてけれども、昨年度はゲートウェイとくしまの推進ということで、航空ネットワークの推進、またクルーズ客船の寄港誘致や徳島小松島港コンテナ航路の活性化、新たな海上交通の導入に積極的に取り組まれたということでございます。

とりわけ、国際線ターミナルが新たに完成して、その利活用に向けて積極的な航空戦略を展開されたと考えております。そういう中で、資料を見ておられますと新未来航空ネットワーク形成事業ということで、新しいアウトバウンドの旅行商品の造成支援ですとか、あるいはアウトバウンド、インバウンド向けの様々なキャンペーンを実施されたということでございます。

昨年度は具体的にどういった取組を進められたのか。そして、それによってどのような効果が見られたのか、お伺いをさせていただきます。

以西次世代交通課長

ただいま元木委員長から、航空関係の御質問を頂きました。

昨年度の事業といたしましては、新未来航空ネットワーク事業を展開しております。この中では国際線の安定的就航でありますとか、新規路線の開設を目指しまして、国際線を運用する航空会社への運行支援でありますとか、アウトバウンド旅行商品への造成支援、それから国内路線のほうも充実を目指しまして、地方から地方への交流促進を図るために新規路線、乗り継ぎ路線の充実を支援する経費を計上し、事業を実施してまいりました。

その中で、国際線の関係につきましては、2年連続で香港から季節定期便が就航することになりまして、令和元年12月11日から3月7日まで計26往復、52便運行をいたしましたけれども、これに対して運行支援を行ってきたところでございます。また、その利用促進を図るために、やはりインバウンドだけではなくて、厳しい状況ではありましたが、アウトバウンドの利用もしていただきたいというところもございまして、そのPRをさせていただくために県内の大型商業施設におきまして2か所ほど、季節定期便の就航についてPRをさせていただいているところでございます。

それから、乗り継ぎのPRでは羽田空港、福岡空港への乗り継ぎが可能でございますので、県民の皆様へ乗り継ぎの情報を知っていただくために、PRするためのパンフレットとかを作成いたしまして、幅広く配布し、PRをさせていただいたところでございます。

元木委員長

ありがとうございました。様々な取組を進めていただいたということでございますけれども、この成果というのはなかなかすぐに目に見えて出るものではなくて、やはり長い目で見た取組も必要であろうかと思っております。

国際線のターミナルが新しくなって、県民の方もこれをどう生かしていくのかと関心を持っておられる方もいらっしゃると思っております。

一方で、コロナ禍もありましてウイズコロナ、アフターコロナの航空戦略というものは本当に生き残りを賭けた自治体間の厳しい競争にさらされる。そういう中で、担当の方々がどう動くのか、どのように熱意を持ってプロモーションを行っていただけるのかというのも、本当に大きな鍵を握っていると思うところでございます。

新しい時代に対応した新規航路の創設等を含めて、これからも積極的に取り組んでいただきますよう御要望させていただきたいと思っております。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（14時30分）